

**年度モニタリング
(平成 29 年度)**

施設名称	佐倉市 市営自転車駐車場 (12 施設)
施設概要	市内の 6 駅辺 12 か所の市営自転車駐車場
施設の 設置目的	市内駅周辺の自転車等の駐車の秩序を確立し、道路交通の円滑化及び自転車等利用者の利便性を図る。
指定管理者	一般社団法人 日本駐車場工学会
指定期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
委託料	0 円 (平成 29 年度支払額 0 円)
市所管課	土木部道路維持課

①業務点検

評 価	説 明
S (優良)	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A (適格)	適格に実施されている。
B (概ね適格)	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C (要改善)	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
－ (該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。

区 分	評価項目	評価欄	
		指	市
I 業務に関する基準			
1 基本事項			
供用時間	供用時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。	A	A
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。	A	A
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。	A	A
適正利用	利用・減免等の手続は規定にのっとって正規に行われているか。	A	A
利用料金	利用料金の減免の基準、範囲・件数は適正か。	A	A
法令遵守	関連規定を理解し、法令遵守が確保されているか。	A	A
2 維持管理業務に関する基準			
清 掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。	A	A
	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。	A	A
	定期清掃は規定の回数・基準を達成しているか。	A	A
廃棄物処理	適正な方法（分別等）と頻度により廃棄されているか。	A	A
	廃棄物の減量に努めているか。	A	A
環境衛生	必要な検査等は規定の回数・基準を達成しているか。	A	A
	快適に利用できる環境となっているか。	A	A
公共料金支払	公共料金は滞りなく支払われているか。	A	A
景観維持	屋外の景観が維持されているか。	A	A
備品管理	備品管理台帳が整備され、適切に記録されているか。	A	A
	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A	A
修 繕	適切に修繕を行うとともに、市への報告を行っているか。	A	A
	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A	A
	消耗品の補充・管理は適正に行われているか。	A	A
警 備	入退者管理、施錠管理、巡視等は適切に行われているか。	A	A
	夜間警備に支障はないか。	A	A
保守点検	法定点検その他定期点検を遅延なく確実に実施しているか。	A	A
	点検によって発見された不具合の報告を適切に行っているか。	A	A

安全点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。	A	A
	避難経路や消防設備の付近に障害物はないか。	A	A
駐車場	設備の損傷や危険物、違法駐車はないか。	A	A
	事故・盗難等の発生について市への報告を怠っていないか。	S	A
3 施設運営業務に関する基準			
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。	A	A
利用料金 徴収	出納簿等は整備されているか。	A	A
	現金は必要最小限とし、盗難・紛失等のないよう管理されているか。	A	A
	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。	A	A
物品販売等 許可	物品販売、寄付の募集、広告物の掲示・配布等の許可が適切に行われ、利用者の妨げとなっていないか。	A	A
記録業務	日報や各種記録（文書・画像・音声・映像等）を行い、整理しているか。	A	A
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。	A	A
	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。	A	A
	パンフレット・チラシ等の在庫切れはないか。	A	A
	Web サイトは利用しやすく、適宜更新されているか。	A	A
意見等 受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。	A	A
	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。	A	A
相談業務	相談内容及び個人情報の保護は徹底されているか。	A	A
	相談事業の利用方法について周知は十分か。	A	A
企画事業	事前に計画書を文書で市に提出し、承諾を得た上で実施し、実施後適切に報告を行っているか。	A	A
	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。	A	A
留意事項	拾得物台帳を作成し、拾得物を所轄の警察署に届けているか。	A	A
	管理運営の実施等に関する市の調査に協力しているか。	A	A
4 経理事項に関する基準			
財務処理	財務事務処理規程が定められ、遵守されているか。	A	A
区分会計	区分会計により独立した帳簿及び預金口座で管理しているか。	A	A
帳簿管理	帳簿書類等は適切に保存されているか。	A	A
5 独自事業に関する基準			
事業計画	独自事業の実施にあたり、事前に計画書を市へ提出しているか。	A	A
6 目的外業務に関する基準			
行政財産 使用許可	目的外業務（公衆電話設置等）の実施にあたり、行政財産使用許可申請を行っているか。	A	A
	目的外業務の実施による利用者への妨げはないか。	A	A
II 運営体制・組織に関する基準			
1 基本事項			

労務責任	業務従事者の労務に関し法令が遵守され、責任ある体制となっているか。	A	A
	業務従事者から労務に関する苦情等が出ていないか。	A	A
	労働時間の管理は適切になされているか。	A	A
資格・免許	必要資格及び免許等が取得されているか。	A	A
許認可等	必要な許認可及び届出等が行われているか。	A	A
2 実施体制に関する基準			
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。	A	A
研修等	必要な訓練・教育・研修等が計画的に実施されているか。	A	A
連絡体制	指定管理者の団体本部との連絡体制は整備されているか。	A	A
接 遇	職員（スタッフ）は名札及び清潔な服装を着用しているか。	A	A
	職員（スタッフ）のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。	A	A
3 一部業務委託（再委託）に関する基準			
委託範囲	再委託の範囲及び委託先の選定は適切か。	A	A
報 告	再委託の計画及び契約書等について市へ提出しているか。	A	A
履行確認	再委託業務の履行確認は適切に行われているか。	A	A
4 運営協力体制に関する基準			
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。	A	A
5 安全管理・危機管理に関する基準			
平常時	保守点検、巡視等は適切に行われているか。	A	A
体制整備	危機管理計画及び危機管理マニュアル等は整備されているか。	A	A
	非常時の連絡体制は確立されているか。	A	A
事故災害対応	事故・災害等発生時は市へ直ちに報告され、適切に対処したか。	A	A
損害賠償	第三者への損害賠償は適切に行われているか。	A	A
保険加入	必要な保険に加入し、その範囲は適正か。	A	A
6 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準			
守秘義務	業務上知り得た秘密を他人に漏らしていないか。	A	A
個人情報保護	個人情報保護条例に基づき、適切に処理されているか。	A	A
情報公開	情報公開条例に基づき、適切に処理されているか。	A	A
	総合的かつ積極的な情報公開の推進が図られているか。	A	A
情報管理	情報管理計画及び情報管理マニュアル等は整備されているか。	A	A
	情報セキュリティ（コンピュータウィルス対策等）は万全か。	A	A
7 事業計画及び事業報告に関する基準			
書類提出	事業計画及び事業報告は規定どおりに提出されているか。	A	A
	事業計画及び事業報告の内容に虚偽及び重大な誤りはないか。	A	A
8 連絡調整に関する基準			
連絡会議	市との連絡会議を適宜行い、十分な調整は図られているか。	S	A

[意見記述欄] 業務点検

指定管理者	<p>29年度は、前年度同様に1日6時間の人員配置で管理を行いました。</p> <p>利用者の方は2年目ということで、アンケートにおいても特に問題がないというという評価でした。しかし、今後も有人管理時間は効果的な配置を検討したいと考えております。</p> <p>事故・盗難被害報告は発生内容報告を現場から市と本部へ報告し、後日月次報告書にてその対策処置などを報告しております。</p> <p>市と連絡会議は毎月1回、1時間から2時間で報告しております。特に施設の修繕工事などがある場合は密接な協議を行い利用者に迷惑とならないように配慮しております。</p>
市	<p>管理、運営、報告が適正になされております。本部担当者による報告や改善提案が密で適切であるばかりでなく、現場の担当者による施設の簡易な修繕も迅速で、社を上げて当該施設をよりよくしていこうという姿勢が伺えます。</p> <p>苦情や問題が起こった際も、迅速に市に一報を入れたうえで、月例報告の場でもその後の対応等の報告がなされています。また、苦情等が市に寄せられた場合には、本部担当者に連絡をしていますが、その後の現場との状況確認や対応、改善等も迅速で適切であると感じます。</p>

②利用状況等分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
延べ利用者数 (人)	67,482	65,457	65,807	97.5	100.5
実利用者数 (人)	定期 5,690 一時 61,792	定期 5,414 一時 59,938	定期 5,611 一時 60,196	定期 98.6 一時 97.4	定期 103.3 一時 100.4
稼働率 (%)	56	60	62	—	—
利用料金収入 (円)	40,114,300	38,800,000	39,272,840	97.9	101.2
減免件数 (件)	108	108	126	116.7	116.7

【意見記述欄】 利用状況等分析	
指定管理者	<p>利用料金収入は前年度比で97.9%と減収となりました。 これは計画値で101%となっており、少子高齢化など考慮すると想定内の減収と 思います。</p> <p>定期契約台数は前年比で自転車98%、原付97%と減少傾向にあります。 自転車は前年比で一般97%、高校生及び高齢者が微増となりました。原付は前 年比で一般94%と大幅減少、高齢者が113%と増加しました。若い人のバイク 離れが影響しているかも知れません。</p> <p>一時利用台数は前年比で97.4%と減少しました。 これは定期利用の減少率とほぼ同様な状況と思われます。</p>
市	<p>これまでの利用者数の継続的な減少傾向は平成29年度も変わりありません。 原付の減少幅が大きいです。全国的に下げ止まらない原付の保有台数の減少 傾向が、佐倉市の自転車駐車場利用者数の減少にも直結している様子が伺 えます。</p>

③経営分析

経営分析指標	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入（円）	40,722,724	42,206,903	39,852,449	97.9	94.4
支出（円）	39,719,584	40,985,830	38,305,684	96.4	93.5
収支（円） 〈収入－支出〉	1,003,140	1,221,073	1,546,765	154.2	126.7
利用料金比率（%） 〈利用料金収入／収入〉	98.5	97.9	98.5	—	—
人件費比率（%） 〈人件費／支出〉	71.3	69.8	70.7	—	—
再委託費比率（%） 〈再委託費合計／支出〉	1.1	1.4	0.6	—	—
利用者当たり管理コスト（円） （支出／延べ利用者数）	588	622	582	99.0	93.6
利用者当たり市負担コスト（円） （委託料／延べ利用者数）	0	0	0	—	—

【意見記述欄】 経営分析

指定管理者	<p>＜収入＞</p> <p>利用料金収入は前年比で約84万円の減収となりました。</p> <p>定期利用収入が前年比で97.6%、一時利用収入が前年比で98%でした。</p> <p>独自事業での収益は前年比で約2.8万円の減益となりました。</p> <p>＜支出＞</p> <p>現場人件費は前年比で約135万円減少しました。人件費は最低賃金が3%UPとなっていることから約75万円増加分を含むと約200万円相当の減少と言えます。この要因はユーカリが丘北口を閉鎖しユーカリが丘上座への統合だと思います（統合効果：約160万円）。</p> <p>＜収支＞</p> <p>収支が前年比で154%と大幅にUPしたのは市のご協力をいただいて、事業環境の変化に対応した管理運営を行った結果だと考えます。</p>
市	<p>京成ユーカリが丘北口自転車駐車場閉鎖による人件費減少により収支は改善していますが、一方で、利用者数の減少による減収の傾向が続いています。</p> <p>その中で、LED化の促進による経費節減など、経営努力を続けています。</p> <p>利用者数の減少、特に原付の利用者と一時利用者の大きな減少、最低賃金の上昇など、厳しい要因が続いています。また、LED化がほぼ完了していること、有人管理時間の</p>

縮減が既に進んでいることなどから、これ以上の経費削減も限界に近づいていると言えます。

今後は一層厳しい経営となることが予想されます。

④業務実施状況確認

【単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
<p>◆ホームページの開設</p> <p>管理員の配置時間を短縮することで、利用者への情報提供などのサービス低下を防ぐため、佐倉市営自転車駐車場のホームページを整備する。</p>	<p>開設時期：平成 29 年 6 月からオープン</p> <p><主な構成内容></p> <p>お知らせ、満空情報、利用の手引き、申請書の作成、レンタサイクルの案内、Q&A など</p>
<p>◆電動アシスト付自転車専用置場の設置</p> <p>京成佐倉北口に電動アシスト付自転車は高齢者が多いので、平置きスペースで専用置場を設ける</p>	<p>東側は水路蓋端にラック淵を合わせることで、スペースが約 60 cm 広がり一ヶ所に 4 台を余裕で駐車できる環境ができた。</p> <p>また、マウンテンバイクの専用置場も 50 cm ～ 90 cm 程度のスペースを確保され、利便性高い環境となった。</p> <p>場所：東側 2ヶ所（8 台分） 西側 2ヶ所（6～8 台分）</p> <p>利用開始時期：12 月から</p>
<p>◆前カゴ大の自転車専用置場の設置</p> <p>JR 佐倉南口 1 階において一部のラックレール使用制限を解除するため、前カゴが大きい自転車置場を新設（平置き）。（利用者アンケートへの対応）</p>	<p>① 8 月中旬にラック 2 台を取り外し京成佐倉北口に移動させた（シルバー人材センターに依頼）</p> <p>② 前カゴが大きい自転車の専用置場を表示して利用開始（現在は一列横並びで 20 台程度が利用）</p> <p>③ これまでのラック使用制限を解除した 9 月に実施</p>

【中・長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
<p>◆配置時間の最適化</p> <p>有人管理時間の見直し</p> <p>利用者が多い時間帯に重点配置</p>	<p><実施状況></p> <p>29 年度は平日の配置時間を見直した。</p> <p>6：30～9：30 を 7：00～10：00 に変更</p> <p>17：00～20：00 を 16：30～19：30 に変更</p>
<p>◆省エネと CO2 排出量削減</p> <p>京成佐倉北口 外灯の水銀灯を LED 管に交換した（9 個）</p>	<p>工事内容：水銀灯 100W を LED 管：13.6W に交換</p> <p>時期：平成 29 年 11 月、費用：139,320 円</p> <p><期待効果></p> <p>使用電力量：84%削減</p> <p>CO2 排出量：年間約 1.7 トン削減</p> <p>電気料金：年間で約 9.7 万円削減</p> <p>今後 10 年間球交換不要</p>

事業計画・目標	実施状況・効果
<p>独自事業1</p> <p>◆レンタサイクル</p> <p>場内でのPRを強化し、稼働率を80%程度に高める</p>	<p><実施状況></p> <p>29年度はホームページなどでPRした。 ノボリ旗を立てた。</p> <p><結果></p> <p>利用者が減り、減収減益となった。 一時利用件数 688件 → 642件 (前年比93%) 収入 559,630円 → 424,820円 (前年比76%) 収益 315,518円 → 243,691円 (前年比77%)</p>
<p>独自事業2</p> <p>◆飲料水自販機</p> <p>自販機の収入を駐車場維持管理に充当する</p>	<p><実施状況></p> <p>◆設置台数</p> <p>京成佐倉南口 1台、京成佐倉北口 2台 白井南口 1台、ユーカリ上座 1台 京成志津北口 1台</p> <p><効果></p> <p>収益 292,906円 → 335,918円 (前年比114%)</p>

【意見記述欄】 業務実施状況確認	
<p>指定管理者</p>	<p>29年度は①利便性の改善②経費削減③独自事業の収益増について取り組みました。</p> <p>(1) 利便性の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京成佐倉北口 電動アシスト付自転車専用置場を新設 ・JR佐倉南口 前カゴ大の自転車専用置場を新設 (平置き) 同時にラック使用制限を解除 (平置き) <p>(2) 経費削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーカリ北口を廃止し、ユーカリ上座への統合 年間で約160万円の人件費削減となります。 ・京成佐倉北口 水銀灯のLED化による電気料金の削減 年間で約9.7万円の削減が期待されます。 <p>(3) 独自事業での収益</p> <p>独自事業での収益は579,609円となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レンタサイクル事業 243,691円 レンタサイクルの利用件数は28年度から減少傾向となっております。 管理時間を短縮したことが影響していることも考えられます。 ・自販機事業 335,918円
<p>市</p>	<p>利用者の減少は収入の減少に繋がるため、大きな問題ですが、一方で空きスペースを生み出すこととなりました。このスペースを利用し、近年増加している、籠の大きな自転車や電動自転車、マウンテンバイク用の平置きスペースの確保につなげています。</p> <p>また、レンタサイクルの普及啓発や施錠の啓発、LED化による明るさの向上など、利用者の利便性の向上につなげる施策も継続して行っています。</p>

⑤利用者満足度調査報告

実施方法等	利用者のアンケート調査 期間：平成 29 年 11 月 1 日～11 月 30 日
回答数等	565 人(契約台数比 10.3%) 配付枚数：2,270
実施結果	<p>前回（28 年度）と比べ「駐車場利用における満足度」で若干高い評価をいただいたと思います。また、自転車の多様化による「ラックの改善要望」が多いので、平置きへの切替えなどを含めて検討します。</p> <p>今回は「有人管理時間の変更について」、利用者の一部（10%～20%）に利便性低下を懸念する声があったので、市と協議して対応策を検討します。</p>

回答者の意見等	対応策等
ラックの角度が急すぎて高齢者には大変なのでもっと角度を緩やかしてほしい。	<p>京成佐倉北口は線路側のラックを外して平置き場所を増やすことを検討する。</p> <p>JR 佐倉南口 1 階は前カゴ大専用置場と同様に平置き場所を増やすことを検討する。</p> <p>ユーカリ上座は奥側のラックを外すことを検討する。</p>
レンタサイクルを利用したいが無人時間が多くてタイミングを合わせるのが難しい。	無人での貸し出しも検討する。
志津南口 定期利用者だが、レイアウトの見直しを希望。 一時利用のスペースが広すぎる。	1 階のレイアウトを再検討する。
ユーカリ上座 バイク置場の出入り口から入場するが、バイクが邪魔で出入りにくいことがある。 駐車場の照明が少し暗い。	<p>バイクの置場を制限するなどに対応する。</p> <p>奥側の照明は少し明るくすることを検討する。</p>
ユーカリ南口 禁煙にしてほしい。駅を降りてからバイクまでの間に吸う人が多い。	通路にも禁煙のポスターを貼ることを検討する。

[意見記述欄] 利用者満足度調査報告	
指定管理者	<p>満足度調査では、満足が30%~80%、満足+普通が88%~100%となっております。</p> <p>不満については10%前後が3ヶ所ありましたが、例年と同様レベルと受け止めております。</p> <p>全体的には対面ラックの利便性に不満がありますが、管理員の対応にある程度満足しているように思われます。</p>
市	<p>利用者アンケートでは、場内の清掃状況や接客態度など、現場の管理員に対してはおおむね好評であるとの結果でした。有人時間が縮小されている中で、この評価を得られたことは、現場の管理員一人一人の意識と努力の結果であると考えます。</p> <p>利用者アンケートにおける主な不満点は、施設の老朽化やラックの使いづらさによるものが主でしたが、平置きスペースの拡大など、本部と現場が一体となって改善に取り組んでいます。</p>

⑥総合評価

[意見記述欄] 総合評価（平成 29 年度）	
指定管理者	<p>29 年度は少子高齢化の影響で使用者減少に伴う収入の減少と最低賃金 3 %UP に伴う現場人件費増加という、厳しい事業環境を想定しました。</p> <p>結果としては、収入では利用料金収入が前年比で約 84 万円減、支出では現場人件費が約 135 万円の減となりました。</p> <p>現場人件費の削減ではユーカリ北口を廃止しユーカリ上座に統合したことで業務の効率化図られたと思います。市担当課の適切なお判断とご指導のお蔭と感謝しております。</p> <p>30 年度以降も厳しい事業環境が続くことが予想されますので、継続的に健全な事業運営を行うため、更に経費の最適化を図りたいと思います。</p>
市	<p>京成ユーカリが丘北口自転車駐車場の閉鎖により、収支を黒字とすることができましたが、利用料収入の減少により今後も厳しい運営が続くことが想像されます。</p> <p>そのような状況の中でも、各種改善を行い、苦情や問い合わせ、利用者のご意見に対して、本部・現場の管理員を上げて対応にあたってくれています。また、市からの問い合わせや要望に対する対応も的確で迅速です。</p> <p>月例報告や随時の問い合わせに対する報告など、各種報告事項もしっかりとした時間を取って綿密に行っていることから、改善等につながっており、利用者の利便性の向上につながっているものと評価します。</p>

【労働条件チェックリスト】

この労働条件チェックリストは、使用者が事業場における労働基準関係法令等の遵守状況を自ら点検し、自主的な改善を図るためのものです。点検の結果、×印の項目は改善が必要です。また、点検項目に該当しない場合は、点検結果欄に、斜線（/）を引いてください。
 （注：労基＝労働基準法、労安＝労働安全衛生法、最賃＝最低賃金法）

NO	点検項目	結果○×	NO	点検項目	結果○×
1	常時使用する労働者が10人以上なので、就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ている（労基89条） 【裏面1参照】 ※常時使用する労働者が10人未満であっても作成することが望ましい	/	13	賃金は通貨で、直接労働者に（同意に基づき金融機関への振込も可）毎月1回以上、定期に全額（税金・社会保険料や賃金控除の労使協定に定めるものは控除可）を支払っている（労基24条）	○
2	パートタイム労働者等正社員以外の労働者を使用しているので、これに適用する就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ている（労基89条）	/	14	すべての労働時間について最低賃金額以上の時間給を支払っている（最賃4条）	○
3	就業規則を変更した場合は、1と同様に労働基準監督署に届け出ている（労基89条）	/	15	法定労働時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働をさせたときは、それぞれ25%（※）、35%、及び25%以上の割増賃金を支払っている（労基37条） ※月60時間を超えた時間外労働については50%以上です（中小企業には猶予措置あり）	○
4	労働者を雇い入れる際、賃金・労働時間等の労働条件について、労働条件通知書、労働契約書、就業規則などの書面で明示している（労基15条） 【裏面2参照】 ※シフト制等により、実際の労働日や労働時間が労働契約締結の際に確定しない労働者にも、労働日の決め方等を明示している【裏面2参照】	○	16	労働者を会社の都合により休業（自宅待機等）させた場合、平均賃金の60%以上の休業手当を支払っている（労基26条）	/
5	有期労働契約の労働者には、労働契約の期間、更新の有無、更新がある場合の判断基準などを明示している【裏面2参照】	○	17	パートタイム労働者を含むすべての労働者に法定の年次有給休暇を与えている（労基39条）	○
6	所定労働時間は、週40時間、1日8時間以内としている（労基32条） ※1ヵ月以内の期間の労働時間を平均し、週40時間以内とする場合は、その月の開始前に労働者各人に勤務表（シフト表）を示すなどして通知している	○	18	労働者名簿・賃金台帳を作成し、保存している（労基107条、108条、109条）	○
7	次のような時間がある場合、労働時間として算定している（労基32条） a 交替制勤務における引継ぎ時間 b 業務報告書等の作成時間 c 仕事の打合せ、会議等の時間 d 参加が義務付けられている行事や研修等 e 出張先から次の出張先までの移動に必要な時間	○	19	常時50人以上の労働者を使用しているため、産業医・衛生管理者を選任し、労働基準監督署に届け出た上で、必要な職務を行わせている（労安12条、13条）	/
8	労働時間は、タイムカードや適正な自己申告などに基づき、適正に把握している（労基32条） [把握方法：]	○	20	常時50人以上の労働者を使用しているため、衛生委員会を毎月開催している（労安18条）	/
9	時間外労働・休日労働は、あらかじめ労働者代表と締結し、労働基準監督署に届け出た労使協定の範囲内で行わせている（労基32条、35条、36条）	/	21	常時10人以上50人未満の労働者を使用しているため、衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせている（労安12条の2）	/
10	9の労使協定は、「時間外労働の限度に関する基準」（厚生労働省告示）の範囲内で締結している【裏面3参照】	/	22	労働者の安全と健康の確保のため、安全衛生教育を実施している（労安59条）	○
11	休憩は、就業規則で定めた時間に、確実に取得させている（労基34条）	○	23	労働災害防止のため腰痛予防対策や交通労働災害防止対策等に取り組んでいる	○
12	休日は、毎週1回または4週を通じて4回以上与えている（労基35条）※「夜勤明け」の日は休日には該当しません	○	24	雇い入れの際、及び1年以内ごとに1回（深夜業従事者には6ヵ月ごとに1回）、定期的に労働者に対し健康診断を実施している（労安66条）	○
			25	健康診断の結果を労働者に通知し、有所見者に対しては医師の意見を聞くなどの事後措置を実施している（労安66条の5、66条の6）	○
			26	働きやすい職場にするため、労働者からの仕事に関することや悩みごとなどを相談できる体制を整備している	○
			27	労働基準法・労働安全衛生法の要旨や就業規則、労使協定等を職場に備え付けるなどの方法により労働者に周知している（労基106条、労安101条）	○

◇点検実施年度：平成29年度

◇施設名：佐倉市 市営自転車駐車場（12施設）